

鹿児島県における自由民権思想

— 『鹿児島新聞』と元吉秀三郎 —

出原政雄

- I はじめに
- II 『鹿児島新聞』の歴史的位置
 - 1 『鹿児島新聞』の創刊
 - 2 〈社説〉の思想内容の分析
 - 3 新聞社関係者の啓蒙活動
- III 元吉秀三郎の人と思想
 - 1 前半生の略歴
 - 2 言論活動の思想的特質
 - (1) 『田舎新聞』への投書
 - (2) 『東洋自由新聞』への特別寄書
 - (3) 『鹿児島新聞』の署名社説
- IV むすび

鹿児島県における自由民権思想（出原）

（七五）

I はじめに

明治初期の自由民権思想研究を主要な研究テーマとして取り組んできた筆者は、在住する鹿児島における自由民権思想の動向に関心をもち始め、郷土史の関連史料を読み進めているうちに、『鹿児島新聞』（現在の『南日本新聞』の前身）とその初代主筆を務めた元吉秀三郎に興味を抱くようになった。というのも、『鹿児島新聞』と元吉は鹿児島県の民権運動の重要な一翼を担っているにもかかわらず、これまで民権運動との関連という視角からほとんど検討されてこなかったからである。この検討を通して、まだまだ未開拓な分野のままである鹿児島県における民権運動の動向とその思想的特徴の一端を明らかにしたいというのが、本稿の主たる目的である。¹⁾

自由民権運動が一八七四（明治七）年一月に公表された板垣退助らによる「民撰議院設立建白書」の呼びかけから始まることはよく知られているが、鹿児島県においてはこの建白書に呼応する形で、嚆矢郡襲山郷（現在の国分・隼人地区）在住の竹下彌平が国会中心主義の憲法草案を『朝野新聞』（明治八年三月四日）に投書しているのが注目される。²⁾ この投書は、明治初年において公表された民間人による最初の憲法構想であり、たぶん英学の知識を背景にして一種の議院内閣制を提唱し、また議會開設の目的を「自由之理」の拡張に求めている点など、初期民権思想の中でも優れた内容を保持していた。こうした議會開設の要望とそれを支える政治思想が県内各地に広がる以前に、一八七七（明治一〇）年の西南戦争の勃発によって、その流れは一旦中断してしまつたと推測される。しかし、西南戦争終結の翌年には、早くも高知県の「立志社」を中心とした愛国社再興の動きとともに言論による民権運動が再開され、一八八〇（明治一三）年三月一五日に開かれた愛国社第四回大会で「国会期成同盟」に改組される前後から、国会開設の要求が急速に全国に広がり始めた。³⁾

鹿児島県でもこの動きに呼応して、市内で「同志社」を組織した上村精之介ほか四名の連名で、同年三月一九日に「国

会開設ノ建言」(三月九日起草)を元老院に提出している。その中で、彼らは「岡山福岡両県下人民ノ如キ其委員ヲシテ上京セシメ国会開設ヲ請願セリ」と他県の請願運動をいち早く察知しており、これに応えて「我鹿兒島県下ノ如キモ往年非常ノ擾乱ニ際シ民力大ニ困頓セリト雖モ、士氣ハ倍々震起シテ立憲成立ヲ望ミ国会開設ヲ希フモノ甚タ尠ナシトセス」と県内の意気込みを語り、具体的には「夫レ帝王ノ天下ニ君臨シテ政整ヒ治脩リ国家遽変ナキ所以ノモノハ何ソヤ、億兆一致義ニ頼リ信ニ根シ全国ヲ拮据スルニ依レハナリ。而シテ上下同心一國ヲ拮据經營スルノ基本タルヤ、蓋シ憲法ヲ立テ国会ヲ起シ民心ヲ收攬シテ施政ノ当ヲ得レハナリ」と述べ、国会開設の必要性を強調した。あるいは少し遅れて、自由党系の民権活動家として活躍した柏田盛文(川内市平佐)は、県内に「国会期成同盟(会)」を結成するとともに、約三五〇〇名の総代として「国会開設建言書」を同年一月一日に元老院に提出している。ここでは「抑公議ニ從ツテ政関ヲ運轉セシメント欲セハ、他ニ奇術妙法アルニ非ル也。唯 天皇夙トニ志シ給フ所ノ国会ヲ開キ、確然タル憲法ヲ制定シ、立法行政ノ区域ヲ明劃シ、互ニ相侵犯セサルノ制度ヲ設ケ、立法ノ權ヲ人民ニ附与シテ、君民同治ノ政体ヲ確立スルニアルノミ」(傍点は筆者、以下断りなき限り同じ)として、「立法ノ權」を人民に与えるべきとするより民主的な思想の表明が見出される。こうした国会開設の請願運動に刺激されたのか、県内各地に様々な民権結社が相ついだ。一八八一(明治一四)年になると、五月ころ上村精之介らは「同志社」を母体に、加治木・帖佐地方の有志者とはかって「博愛社」を結成し、本部を加治木におき、富国強兵・治外法権の撤去・条約改正の早期実現などをめざした。一月頃には、河野主一郎を中心に旧私学校党関係者によって「三州社」が「完全なる立憲政体を確立する」ことを目的にして結成され、翌年四月には「三州義塾」という学校がそこに併設されたが、先の「博愛社」がこれに合流して大きな勢力となった。さらに『鹿兒島新聞』の創立にかかわった市来政明や野村忍助らによる「農事社」や山口尚一らの「公友会」が次々に結成されただけでなく、柏田盛文、和泉邦彦(宮之城町)、折田兼至(知覧町)、長谷場純孝(串木野市)など

県内の民権運動を担った有力者たちが中心となつて、「自治社」が結成され、加世田・川内・宮之城方面で活動するにいたる。

以上のように、鹿児島県においては、一八八〇（明治一三）年以後、国会開設請願運動や各種の民権結社の活動が徐々に活発になり、こうした政治状況の最中に、「官尊民卑の時世に卓然として民権論を提唱し、民権擁護の爲めにその全力を傾倒した」⁽¹⁰⁾と後年回顧される『鹿児島新聞』が一八八二（明治一五）年二月一〇日に産声をあげたのである。

II 『鹿児島新聞』の歴史的位置

1 『鹿児島新聞』の創刊

『鹿児島新聞』の発起人は市来（野村）政明で、新聞発行にいたった経緯について簡単に触れておこう。

市来は横井小楠の甥にあたり、鹿児島藩士の出身で幼名を七之助といい、一八七六（明治九）年には東京の近藤真琴の塾「攻玉社」で英語を学ぶが、翌年の西南戦争に参戦すべく帰鹿、自傷した際に脱走し、再び上京し慶応義塾に潜伏した。慶応には、一八七八（明治一）年一月一〇日に入社し、一八八一（明治一四）年三月頃まで在学していた。⁽¹¹⁾ 福沢との交流は親密であつたようで、「薩摩の友人某に与るの書」〔福沢文集二編〕明治二二年八月刊の「友人某」とは市来のことであり、また福沢が慶応義塾存続への財政援助を島津家に斡旋してくれることを市来に依頼したりしている。市来は、おそらく慶応在学中に西南戦争の敗北で武力による問題解決の不可能性を自覚し、他面で言論による反政府活動を開始した民権運動に共鳴し、当時各地方で盛んになり始めた新聞発行に関心をもちかけた。市来と推測される。市来は、同じ西南戦争の生き残り組で、市ヶ谷監獄に収容されていた野村忍助に相談をもちかけ、西南戦争後の県内で教育と新聞発行によって人心の復興をはかることで大いに意気投合したらしい。市来と野村は一八八一（明治一四）年一〇

月開校の鹿児島学校に従事するかたわら、新聞発行の準備に力をそそいだ。市来らの呼びかけに応じ、伊地知峻以下二八名が創立委員になるが、その大半は旧私学校党の土族層であった。同年秋に起草された「創立趣意書」は、「国家の富強」と「社会の改進」のためにはまず「民ノ徳、人智ノ崇進ヲハカラザルベカラズ……人智民徳ヲ崇進スル所以ノモノ、未ダ新聞紙ニ過グルモノ非ザルナリ」と語り、新聞発行の必要性を一般的に表明しているにすぎないが、その背後には「失意の城下の人々も、鬱屈していた郡部の青年たちも、板垣伯の自由民権や大隈伯の改進の叫びに共鳴し、新聞発行を期待していた」という伊地知峻の回想に示されているように、西南戦争後の人心の回復を、台頭し始めた自由民権運動に求めようとする熱い期待が渦巻いていたことを忘れてはならない。

鹿児島県での新聞発行を許可するかどうかをめぐって、世間ではいろいろと取り沙汰されていたらしく、最近発見した論説「鹿児島新聞発行ノ許可セラレサルヲ歎ズ」(『中立正党政談』四三号)によれば、政府が発行を渋っているのは、新聞が私学校の再現、第二の西郷隆盛になることを恐れているからだと推測している。ともあれ、『鹿児島新聞』は一八八一(明治一四)年二月二十九日に「新聞号外」(未発見)を出し、翌年一月の発行を予告した。この「新聞号外」は、五〇日間の公認期間を超過しそうになったために止むを得ず取った苦肉の策であるが、岩切門二(宮崎での民権運動の中心人物)が寄稿した「祝鹿児島新聞発兌」(創刊号)によれば、論説も掲載した立派な紙面であったようだ。

予告よりやや遅れて翌年二月一〇日に刊行された創刊号に掲載された各人の「祝詞」をみると、自由民権運動への傾倒が色濃く現れていることがわかる。まず市来の「祝詞」では、第一に「明治六年一度と世ニ民権ノ説顕出セシヨリ、愈々勢力ヲ得、社会ノ正論トハナレリ」と、自由民権の流れが肯定的に描かれ、第二に新聞発行の目的は、自由・権利に関する原理的探究と国会開設への準備にあると強調された。さらに、藤田茂吉と犬養毅は慶応関係者で、肥塚龍とともに、改進黨系の有力な民権思想家であり、その「祝詞」が掲載されている。たとえば、肥塚は「薩摩ノ士武備ニ用ユルノ氣

象ヲ転シテ、之ヲ新聞事業ニ用ヒバ、小ニスルモ鹿兒島ヲ以テ西海民権ノ巢窟トナスニ足ル可シ」(「祝鹿兒島新聞発刊」と述べ、犬養は「前ハ則チ西郷氏一人ヲ以テ団結ノ根拠ト為シ戦敗ニ及ヒ：今ハ則チ自由主義ヲ以テ団結ノ根拠ト為シ復た破ル可ラサレハナリ」(「賀鹿兒島新聞刊行」と語り、鹿兒島県での自由民権の発展に大きな期待を寄せていた。あるいは、後述のように福沢の推薦で元吉秀三郎とともに着任した矢野可宗は、「鹿兒島県人ニ告グ」(第六号)において、「自由貴フベキ乎曰然リ、民権重スベキ乎曰然リ、自由民権既ニ貴重ナリ」とか、「欧州ノ自由ハ日耳曼ノ深林中ヨリ出タリ、我国真正ノ自由ハ西陲ノ一隅ニ望ムベシ」と述べ、自由民権への共鳴をより鮮明に主張していたことも付け加えておきたい。

以上のような周囲からの期待と関係者の決意を内包して船出した『鹿兒島新聞』の編集体制は、野村忍助が監督として後見人となり、市来政明が社長に就任し、元吉秀三郎が主筆を務め、矢野可宗のほか、創立委員でもある岩崎信堯と山川省が記者となった。『南日本新聞百年志』によれば、「硬派の得意な元吉が論説主任、軟派の矢野が小説主任、岩崎と山川は探訪人が集めてきた材料で雑報と町ダネを仕立てるといふ分担だったようである」と解説しているが、元吉だけでなく、矢野も岩崎も山川もそれぞれ論説を執筆できる力量があったことは留意しておく必要がある。創刊まもない頃、社内で編集方針をめぐって対立が生じた。事務主任の鎌田政紀らが、不偏不党の新聞を目指すべきで、今は政党の機関紙になっていると、市来社長らを批判したが、結局後者が勝利を収め、これ以後元吉らは勢いづいて、反政府色を強めていったといわれている。

2 〈社説〉の思想内容の分析

創刊号から五〇号まではほぼ完全な形で現存している『鹿兒島新聞』に掲載された「社説」を類別化し、その思想内容と特色を明らかにしたい。

第一に、新聞の基本的立場を象徴している創刊号の社説「自由主義」の分析から始めたいが、この時元吉はまだ着任しておらず、しかも市来の「祝詞」の主旨と照らしてみると、これは市来の執筆によると推定される。「自由主義」という言葉は liberal principle の訳語であるが、「〇〇主義」という語法は当時としては目新しい言葉づかいであったといえる。「自由トハ是レ我儘勝手是レナリ」とする保守派からの自由論批判に心えて、「自由」と「我儘勝手」との違いを説明しようとする論点は、実は福沢が早くから取り組んでいた自由論の重要テーマであって、ここでは「社会ノ実利ニ背テ私意ヲ実行スルハ圧制ナリ干渉ナリ、即チ我儘勝手ナリ。私意ヲ実行シテ天下ノ実利を崇ムルハ自由ナリ」と説明された。「自由ノ権理ハ余輩人民ノ天稟ナリ」と唱え、基本的には天賦人權論の立場に立っているが、その説明が同義反復の域を出ず、あまり原理的な探求は深められていない。それは、「政府ハ果シテ天造ニ係ル乎人造ニ属ス乎余輩ノ宜シク講究ス可キノ問題ニ非ルナリ」と断っているように、社会契約論への踏み込みを早々と放棄してしまったことと無関係ではないだろう。

第二に、「革命論」（七号、八号）という過激な表題の社説が注目される。その真意は、むしろ革命を奨励しているわけではなく、「政府ノ人民ヲ御スルニ其道ヲ以テセス、妄リニ人民ノ安寧幸福ヲ妨害シ、妄リニ人民ノ自由権利ヲ束縛スル」（七号）ようなことがあれば、革命や内乱が起こってもしかたがないことを、フランス革命を題材にして警告する点にあった。しかし、想像をたくましくすれば、この論説の狙いはかつての西南戦争をあたかも正当化しようとしているかのようにも受け取れる。この論説でもう一つ注目すべきは、天賦人權論と社会契約論に支えられて、不当な政府命令や不正な法律には服従しなくてもよいとする不服従の抵抗権が明確に提唱されていたことである。

第三に、山川省の「政党新論」（一九、二二号、二五号）に代表されるいくつかの政党論が見出される。山川の「政党新論」は「第一章総論」、「第二章奸邪党」と題して彼なりの政党概論を試みた論説であるが、なかでも興味深かった点

を一つあげると、「政党」と「郷党」と「朋党」との違いを区別して説明しているところである。「政党トハ何ソヤ、曰ク「ポリチカル、アイデア」political idea 即チ政事ノ思想ヲ根拠トシテ團結スル所ノ党派是レナリ。郷党トハ何ソヤ、曰ク「ローカル、フヒーリング」local feeling 即チ同郷ノ感情ニ依頼シテ集合スル所ノ党派是レナリ。……朋党ナル者ニシテ「アマトリアル、リレーシヨ」amatorial relation 即チ恋慕ノ情実ニ由來スル所ノ奸党ナリ」(一九号、原語付記は筆者)と。これ以外に「政党之効用」(四三号)と題した社説が目につく。この社説は「某氏」ガ演説ノ筆記ナリ」と名前を伏せているが、当該演説会を紹介した「雜報」記事(三二六号)によれば、演説者は柏田盛文であることがわかる。柏田は、自由党幹事や『東洋自由新聞』の記者を務め、中央政界でも名前の知られた、県内での有力な自由党系の民権活動家であった。柏田によれば、一般的に自由政体の成立と活性化にとって政党こそ必要不可欠なものであり、一方で国会開設前の政党の効用としては、在野の對抗政党を媒介にはじめて政府と人民の間における秩序の安定化が可能になるとみなされるのに対して、他方で国会開設後の政党の効用としては、輿論の動向による政党間の政権交代が力説される。そして「官権論者何ゾ卑劣ナルヤ」(五〇号)によれば、自由党と保守党によるイギリスの二大政党制が理想のモデルとして把握されるが、むしろ自由党への親近感を保持していたことはいうまでもない。さらに、一八八二(明治一五年)三月に相ついで結成された立憲改進黨と立憲帝政党について、前者に好意的であるのは当然としても(「立憲改進黨」(二八号)、後者に対しては「曖昧ノ間ニ官権ヲ主張シ、固息ノ間ニ勤王ヲ唱へ、以テ執權ニモ世ノ自由改進黨敢テ蟻螂ノ斧ヲ振り」(「立憲帝政党」三五号)と剥き出しの對抗意識を披露している。より具体的に、県内の政党運動に関しては、同年三月に熊本で九州全域の民権活動家が一堂に会して「九州改進黨」という自由党系の政党が結成されたとき、鹿児島県からも「自治社」、「公友会」、「農事社」、「三州社」(意見が合わず途中退席)などを中心にして多数の人々が参加し、翌月にはその地方部として「九州改進黨鹿児島部」が新しく設立されるにいたる。ここに県内で初めて本格的な

政党運動が開始され、またその地方部には市来政明や野村忍助など新聞社関係者が有力メンバーとして参加していて、『鹿児島新聞』はまさに「九州改進黨鹿児島部」の機関紙のような役割を果たすことになった。「改進黨鹿児島部」(四七号)は、「昨十四年春夏ノ際ヨリ萌芽ヲ発シタル政事社会ノ團結ハ更ニ一團結ヲ為シ、始テ政黨ノ名ヲ起スニ至リシ者ト謂フ可キナリ」と、この間の事情をまとめている。

第四に、元吉秀三郎の署名論説「地方分権論」に代表されるように、地方分権論や地方自治論が取り上げられたが、それは民権運動の重要な要求課題の一つであった。¹⁹⁾元吉の論説の分析は後にゆずるとして、同時に注目すべきは、鹿児島県会がすでに一八八〇(明治一三)年に創設されていたが、実は市来政明や柏田盛文、そして高橋爲清(新聞社の創立委員)などは、県内の民権運動の担い手であるとともに、県会議員でもあったという事実である。したがって、たとえば「鹿県会規則ノ改正ヲ望ム」(二三号、五号へ欠)、九号、「県会議員改撰ノ準備」(一四号)、「県会議員諸君ニ望ム」(一七、一八号)、「県会ヲ膨張シテ感アリ」(二三号)、「鹿児島県会ノ閉場」(四六号)など、鹿児島県連の社説が多数を占めていることが目につく。

最後に、経済論の社説がいくつか掲載されている。一つは、鎌田栄吉(鹿児島学校教頭)が寄稿した「保護貿易論」(二三八、四〇号)である。鎌田によれば、原則論としては「自由貿易ノ一定不動ノ真理トナリ、通商貿易以テ相互ノ有無ヲ交通シテ彼我双方ニ利潤ヲ蒙ラシムルハ真理ニ於テ來シテ疑フベカラズ」(三八号)ということにちがいないが、「人々ノ多寡」や「人文ノ開否」など「国々ノ事情」によって必ずしも相互利益の関係を築き得ず、「資力ト熟練ヲ養成シタル英国ニ対スルニ、我日本国ノ如キ資力ニ富マズ熟練ニ乏シキ者ヲ以テセバ、常ニ彼力為ニ利ヲ制セラレテ損害ヲ蒙ラザルヲ得ズ」(同)という結末は免れがたいが故に、「余輩ハ自由貿易論ノ真理タルヲ固信シテ、而シテ現今ノ日本ニ於テハ保護策ヲ採用セントスルモノナリ」(同)という結論が、とくに自由貿易論者として名高いJ・S・ミルの『経済論』

における保護策容認論を援引して強調された。もう一つは、「殖産論 第一総論」(四二号)・「同 第二道路之改良」(四二号)・「同 第三物産之振興」(四八号)と連載された殖産興業論である。とくに「殖産ノ繁殖」をはかるには「砂糖ノ如キ煙草ノ如キハ固有ノ名産ニシテ、広ク之ヲ奨励セズ、進テ輸入ヲモ能ク禁遏スルノ大幸アルニ非ラズ」(四八号)という現状の問題点を改善することが緊急に必要と訴えていたことを付記するにとどめたい。

3 新聞社関係者の啓蒙活動

新聞の「雑報」欄を読むと、県内の民権運動に関するいくつかの事実がわかる。主に新聞社関係者を中心にしてその活動の一端を明らかにしたい。

一八八二(明治一五)年四月一五日、「自治社」の大会が上町劇場で開かれ、「公友会」と連合して「九州改進黨鹿兒島部」を設立することを決定し、翌日さっそく「公友会」と協議に入ったことが報告されている。この「鹿兒島部」の幹部には新聞社関係者が多かったことは前述したが、彼らが中心となって本格的な政党活動に始めるにふさわしい大政談演説会が同年四月九日に市内で初めて約一〇〇〇名の聴衆を集めて開催された。当日の演説者と演題は、先に紹介した柏田盛文「政党之効用」のほか、市来政明「社会変遷論」、元吉秀三郎「秩序何ニヨリテ能ク保ツ可キ乎」、岩崎信堯「藩閥政治ノ害」、山川省「府県会議員改撰ノ準備」、矢野可宗「法律ト輿論ノ関係」であり、重立った新聞社関係者が揃い踏みしている。この時、学術演説会が同時開催され、鎌田栄吉「暗殺ノ結果」、知識五郎(鹿兒島師範学校教員)「護国策」と題して実施されたが、鎌田も知識も慶応義塾の出身者で、とくに鹿兒島学校教頭である鎌田と市来とはかつては同校の同僚として親しい間柄であった。こうした人間関係に依拠して、政党活動の宣伝と啓蒙のための催しが計画されたというだけでなく、「九州改進黨鹿兒島部」に参加しなかった「三州社」が「三州義塾」を四月一五日から市内で開催し、子弟の教育事業にも乗り出したのに対抗して、市来らも鹿兒島学校との結びつきを強めたかったのではないだろうか。鎌

田の方は、明治末から大正期にかけて慶応義塾の塾長を務めた教育者として著名であるが、若き頃には鹿児島学校に赴任するまでの途次、当時政府を揺るがしていた北海道開拓史官有物払下げ事件について反対演説をして廻ったことから推測されるように、政治家氣質を多分に具えた人物であった。しかし、第二回の鹿児島演説会は政談演説会だけの催しとなり、知識「政治思想ノ変遷」、市来「国会議員撰挙法」、山川「板垣死スルモ自由亡ビズ」、元吉「地方政党論」、岩崎「恐ろ可キ蕭牆ノ禍」、矢野「変乱党ヲ論ズ」という演題で、四月二三日に上山下町福昌寺で実施された。⁽²³⁾これ以外にも、新聞社の記者が各地で開催される演説会に招聘される機会がたびたびあった。四月三日に南薩一七カ郷の有志が「自由改進黨の主義を以て異日政党団結の好方便」とするための「一大親睦会」の開催を予定したが、残念ながら新聞関係者が参加できなかったから、「諸君と共に益自由民権稱へ共に県下の同胞の爲め聊か尽す処あらんと欲す」と紙面からエールを送った。⁽²⁴⁾その前日の四月二日に加治木で開催された「隅陽大懇親会」には都合のついた岩崎信堯が招請を受けて参加した。この時、始良・桑原・伊佐・嘯吹の四郡から一五〇名ほど集まり、会主の高橋為清のあいさつの後、柏田盛文が「伊藤参議ノ演説ヲ聞テ感アリ」と題して熱弁をふるい、岩崎も請われて演説を行った。岩崎が「隅陽筆記」と題した詳しい報告を掲載しているが、これによって先の南薩一七カ郷の「親睦会」は折田兼至が中心となって知覧で開催されたこと、また「隅陽大懇親会」には柏田のほかにも多数の県会議員が参加していたことがわかる。

「雑報」欄においては、新聞関係者の啓蒙活動だけでなく、県内での民権運動の興味深い動きを知りうる。たとえば、川辺郡川辺郷では肥後彦熊ら青年有志によって、演説討論会の開催を目的にした「青年研修社」が創設され、その「設立趣意書」が掲載されていること、⁽²⁶⁾また大隈地方でも小根占の人々が「博友会」を設立し、学術演説会において「頻りに自由又は権理などの字義を講明する」様子が報告されたりしている。⁽²⁷⁾そして県会議員の間では、守下薫らによって政党団結のために「公道会」が設立され、約定として「第一条 天賦ノ自由ヲ拡張シ社会ノ幸福ヲ増進スル事ヲ図ルヘシ。第

二条 帝室ヲ奉戴シ完全ナル王憲^(立カ)政体ヲ確立スル事ニ尽力スヘシ。第三条 主義ヲ同フスル者ヲ結合シ以テ吾党ノ目的ヲ達スヘシ」を決定したことはあまり知られていない。⁽²⁸⁾興味深いことは、群馬県出身の民権活動家である新井毫が、大阪で自由党系の政党として一八八二(明治一五)年二月に設立された「立憲政党」の派出委員という肩書きで鹿児島県に来て、各地で遊説を行っていたという事実である。同年四月初旬には、宮之城郷で「北薩親睦会」が開かれ、四百余名が参会し、地元の民権活動家の和泉邦彦のほかに、新井も演説を行い、引き続き球名村(一〇〇名)、鶴田郷(一四〇余名)でも開催されたこと、⁽²⁹⁾また市内でも上町劇場で元自治社員有志らによって政談演説会が開かれ、柏田盛文のほかに新井が「革命は国のために利乎害乎」と題して演説したということである。⁽³⁰⁾

III 元吉秀三郎の人と思想

1 前半生の略歴

『鹿児島新聞』の初代主筆を務めた元吉秀三郎の経歴については、『南日本新聞百年志』と、それを若干修正した『南日本新聞の百二十年』(以下『百二十年』と略す)における記述が今のところ最も詳しい。そこで、とりあえず元吉が初代主筆に就任するまでの前半生の略歴について、『百二十年』での記述を先にかかげ、それから筆者が新しく発見した事実によって、それにいくつかの補訂を加えたい。

「元吉は愛媛県宇和島の出で、万延元(一八六〇)年七月、旧藩の上士の家に生まれた。幼時から“麒麟児”と呼ばれ、藩儒について和漢の学を修め、のち同地の南予変則中学校で英語教師・中上川彦次郎に出会う。中上川は福沢の甥で門下の逸材。後年、三井財閥の基礎を築いた人である。元吉はその後大分県中津に慶応義塾の分校が創設されると同時に入学したが、明治十二年に旧藩主の子・伊達宗陳に従って上京した。」

慶応義塾に学びながら新聞に投稿し、やがて東京の各新聞に採用されるようになった。このころから「鶴城」の雅号を使ったが、東洋自由新聞に載った一文に、中江兆民（明治の思想家・政治家）が目をとめた。中江の推挙により東洋自由新聞の特別寄書家となった。まだ数えて二十歳だった。同時に福沢からも注目された。塾生ながら文章で一家をなしているとき、上京してきた政明に推挙された。」（『百二十年』三二四頁）

まず最初に、元吉の生年月日は万延元（一八六〇）年七月となっているが、正しくは文久元年正月一八日（陽暦では一八六一年二月二七日）であることが『慶応義塾入社帳』から確認できる。⁽³¹⁾

第二に、「南予変則中学校で中上川彦次郎に出会った」とあるが、中上川が赴任した学校は、一八七三（明治七）年三月に宇和島第一本校（小学校）に附設された「英学舎」であり、同年九月の廃止とともに中上川もまもなく当地を離れた。⁽³²⁾元吉が「英学舎」に入学したかどうかは判然としないが、中上川と出会った可能性は否定できない。というのも、元吉はこの後、中上川の前任校である「中津市学校」（大分県）に移っているからである。一八七六（明治九）年三月に「英学舎」は「南予変則中学校」（明治一一年に「南予中学校」となる）として再興されるが、元吉が入学したことは確かである。元吉は明治二〇年代初めに一時期鹿児島を離れ、愛媛県の『豫讀新報』（明治二二年二月一日に『愛媛新報』と改題）の主筆に迎えられた時に執筆した紀行文の中で次のように語っていた。

「余が県下の旅行を為せしは、去る明治九年の頃郷里の南予中学校に聊か物議のありて、当松山の北予中学校に遊びし時、知友と共に当地に來たりし時を以て始めとす。当時間もなく南予中学校の物議も収まりしを以て北予中学校を辞し復校せしが、爾來年を越ゆる一年にして桑梓を辞せしより、昨年末本社の聘に応じて帰県せしまでは、大分に東京に鹿児島に十数年の間常に県下を留主^{（留主）}にせし（後略）⁽³³⁾」

「北予中学校」とは、一八七五（明治八）年に設置された松山の「英学所」が翌年九月に改組された学校（明治一

年に松山中学校となる)であり、校長が後に民権思想家として活躍する慶応出身の草間時福であったことは興味深い。そして「北予中学校」に同行した「知友」が、実は一緒に鹿兒島に渡ることになる矢野可宗であったことは、『豫讃新報』創刊への矢野の祝詞からうかがわれる。⁽³⁴⁾

第三に「大分県中津に慶応義塾の分校が創設されると同時に入学した」とあるが、慶応の分校は京都・大阪・徳島の三校しかなく、⁽³⁵⁾中津の学校とは福沢の提言で一八七二(明治四)年に創設された「中津市学校」のことである。元吉の先の回想文によれば、一八七八(明治一一)年ごろ大分に移ったと推定され、少なくとも一八八〇(明治一三)年三月頃までは在学していた。というのも、当地の『田舎新聞』の「投書」欄に同年一月から三月にかけて、元吉が「市学校鶴城生」の筆名で論説を掲載していることから明らかである。

第四に、東京に上京した時期は正確にはわからないが、慶応義塾に入社したのは、一八八一(明治一四)年二月七日であった。⁽³⁷⁾慶応在学中に、一方で元吉は福沢から大いに囑望されるようになるが、他方で民権派知識人として著名な中江兆民の知遇を得、兆民が主筆をしていた『東洋自由新聞』の特別寄書家として、予想以上に数多くの論説を執筆したことに驚かされる。やがて元吉は福沢から市来政明に『鹿兒島新聞』の論説記者として矢野可宗とともに推挙され、一八八二(明治一五)年二月二〇日に鹿兒島に着任するが、⁽³⁸⁾兆民の下で民権派に与した言論活動の経験があったことを忘れてはならない。

以上のような前半生の中で見出される元吉の言論活動について、確定できる署名論説を題材にしてその思想的特質を次に検討してみることしよう。

2 言論活動とその特質

(1) 『田舎新聞』への投書

『田舎新聞』は一八七六(明治九)年一月二三日に創刊され、中津市学校の関係者の協力によって運営されていた。⁽³⁹⁾ 初代編集長は増田栄太郎(福沢諭吉の従弟)で、西南戦争に呼応して参戦した体験のある人物である。元吉の場合、この新聞に「市学校 鶴城生」の筆名で、三篇の投書が掲載された。第一に、「有志講談会ヲ開ク」(明治一三年一月二四日)は、当地の有力者、とくに新聞社によって講談会が開催されることを強く希望したものであり、そこで「地方ノ有力者ガ卑屈ノ人民ヲシテ進取ノ氣ヲ提擡シ、現今処世ノ方向ヲ指示シ、以テ人民ノ愛國心ヲ振作シ、自治ノ精神ヲ推揮シ、外人ノ輕慢ヲ蒙ラズ、共ニ我ガ帝國ノ独立ヲ維持スルノ方面ニ向ハシムレハ、其益ヤ又タ謀ル可カラザルナリ」と述べている。「卑屈ノ人民」の覚醒は、「愛國心」と「自治ノ精神」の双方の育成によって導き出され、相まって「帝國ノ独立」の達成に結実することがめざされていた。第二に、「土族諸君前途ノ方向」(同年二月一八日、二五日、三月三日)では、一言で言えば窮地に陥っている土族層は将来の生活設計を、北海道への移民に見出すべきことを訴えている。興味深いのは、第三の「政府不得止ノ權」(同年三月三一日)である。「政府止ムヲ得ザルノ權」とは、西郷軍に対して熊本城を守るために市街を焼失させたように、「小ノ虫ヲ殺シテ大ノ虫ヲ扶ク」ために緊急処置を取る権限を意味するが、だからといって政府の側に立って権力を擁護しようというわけではなかった。冒頭に「政府成立ノ其基源ハ果シテ如何ト尋タルニ、皆ナ人民盟約ヨリ出ヅルニ外ナラズ」と述べるように、鶴城生(元吉)は基本的には社会契約論の立場に立ち、自由の擁護を強調している。その際、文中で言及しているモンゲ(Andrew W. Young)やパリーイ(William Paley)のどの著作に依拠したのか不明だが、⁽⁴⁰⁾ 「天然ノ自由」(natural liberty)と「社会上ノ自由」(social liberty)を対比させながら自由論を論じているところはとりわけ注目に価する。「天然ノ自由ハ敢テ他ノ製引ヲ受ケズ……自身ノ都合ヲ以テ之ヲ氣随ニ取捨スルヲ云フ。社会上ノ自由ハ天然ノ自由ヲ収縮シタルモノニシテ人々社会同盟ヲナシタル上ニ活動スル者ヲ云フ」と定義した上で、「若シ人間社会ヲナシタル以上ニ於テ天然ノ自由ヲ拡張セント欲スレバ社会ハ決シテ一日モ存

在スル能ハザルナリ」というのがここでの元吉の結論であった。

(2) 『東洋自由新聞』への特別寄書

『東洋自由新聞』は、一八八一（明治一四）年三月一八日に創刊され、同年四月三〇日に終刊した短命の民権派新聞で、社主に西園寺公望が招かれ、主筆は中江兆民が務めた。元吉の場合、新聞創刊に対する祝詞が兆民によって評価され、特別寄書家に取り立てられたといわれているが、慶応在学生在が自由党系列の民権派新聞に投書するのは意外の感がある。それは、当時の風潮として投書家から論説記者をめざす若き書生の立身出世欲にかられた行動と受けとれなくもないが、投稿した「祝東洋自由新聞之刊行」（六号）を読む限り、「人類無自由不能得其生」という思いを抱き、すでに『田舎新聞』への投書で示したように、「自由ノ真理ヲ講究シテ世人ト共ニ慶ニ頼ラント切望スル者」の一人として、『東洋自由新聞』における自由論の原理的探求にいたく共鳴したからだと推測できる。しかしこの予想に反して、元吉の特別寄書は自由論を真正面にかかげたものではなかった。まっ先に目につくのは、六回にわたって連載された「日本帝国之独立如何シテ維持ス可キ乎」（八、九、一九、二〇、三〇、三一号）という長大論説である。この論説は、何よりもまず不平等条約の改正を果たすことによって（たとえ武力に訴えることがあっても）、日本帝国の独立と欧米諸国との対等な関係の実現を目指したものであり、その問題設定や言説には武断的な国権論者としての一面が垣間見えるが、それはまた民権運動にまともわりついていた思想的特質の一つであった。元吉は、日本の独立を維持するには、国会を開設し、人民に参政権を与えることによって、人心の一致を図ることを今日の急務とみなし、最後に「夫レ参政権ナキ人民ハ未タ称シテ自由ノ民ト云フヲ得サル也。人民ノ苟未タ自由ヲ得サル其国決シテ開化タラサル也。民自由ナラス、国開化ナラス、何ヲ以テ海外文明国ニ対シテ対等ノ権ヲ有スルヲ得ンヤ」と呼びかけた。ここには、国会開設を国権確立の手段として位置づける民撰議院設立建白書に代表される初期民権論の主張が示されているといえよう。もう一つのテ-

マは、法律と自由の関連についてであった。元吉によれば、人民における最大幸福の享受や自由の確保および日本国の隆盛は、ひとえに法律いかんにかかっているとみなされ、しかも「假令君主ノ貴キト雖トモ苟モ之（法律―引用者）ヲ枉ク可カラス」として、君主に対しても法の支配が徹底して貫徹されなければならないとされる。しかし、「夫レ法律ナクンハ茲ニ權利アラス、權利アラスンハ義務アラス、權利ト義務ナシ豈何ソ自由ナル者アラシヤ」と述べ、法律上の權利義務の確定が自由の確保の前提とみなす元吉は、「ベンサム氏ニ聞ク、曰法律ナル者害毒ヲ与フルコトナクシテ其働キヲ為シ能ハス」という見解を肯定的に引用して、悪法も法であるという法実証主義の立場を許容していた。従って、元吉は「過激論者ハ良友ニ非サル也」（二七、二八号）において、国民に向かって法律への遵守義務を説くとともに、新聞紙条例、讒誘律、集会条例といった悪法が制定されるにいたったのは過激粗暴な連中が法律を守らないからだと述べ、穏健な秩序論者としての一面を現していたことをつけ加えておきたい。

(3) 『鹿児島新聞』の署名社説

元吉が『鹿児島新聞』の初代主筆として着任してから、最初に執筆した署名社説が「敢テ県下百三十万ノ兄弟姉妹ニ問フ」（二〇、一一号）であった。ここで元吉は、県民の負うべき課題として、不平等条約改正の断行、明治一三年の国会開設に向けての準備、地方における政党団結の奨励などを列挙し、これまでの持論を熱く語った。その際、国会を「同胞兄弟ノ休戚ヲ討議スル」場所、あるいは「天賦ノ自由ヲ拡充スル」場所とみなしている点で、元吉の国会論は国権確立の手段と位置づけていた以前の見解よりも優れた理解を示していたし、また政党は主義に基づいて団結し、人民の自由と最大幸福の確保を目的とすべきことを説く政党論にも注目に値する見解が含まれていた。もう一つの興味深い署名社説は、「地方分権論」（二七、二九、三〇号）である。地方分権ないし地方自治の確立は、民権運動の要求項目中の重

要な柱を構成しており、この社説で元吉も熱く訴えた。「一国ノ文明ヲ進メ、世道ノ改良ヲ謀リ、以テ富強繁栄ノ真域ニ至ラシメ、以テ天賦ノ幸福ヲ享受シテ、自由安寧ニ此生ヲ送ラシメント欲セハ、人民各自ヲシテ公共ノ精神ヲ發揮セシメ、明リニ国家ノ大事ヲ放任セシムルカ如キ事ナカラシメサル可ラス」(二七号) という冒頭の一文から始まり、「国家ノ大事ヲ放任セシムル」ためには「地方分権ノ必要」と「地方自治ノ精神」の涵養が強調され、「中央集権ノ弊害」の除去が求められた。すなわち「嗚呼我党ハ一国ノ文明ヲ進メ世道ノ改良ヲ謀ラント欲セハ、中央集権ノ弊害ヲ排除シテ、以テ地方ノ実力ヲ養成セザル可ラザルヲ信確セル者ナリ。地方ノ強大ヲ謀ラズンハ帝国前途ノ安危又知ル可ラサルト確信スル者ナリ」(二九号)と。ともあれ、署名社説にのみ限定して検討を加えてきたが、そこで展開された国会論、政党論、地方分権論などをみると、元吉の言論活動はかなり民権思想の濃い内容のものであり、『鹿兒島新聞』を舞台にして県内における民権思想の向上に大きな貢献をしたことはもはや多言を要しないだろう。

IV むすび

これまで『鹿兒島新聞』とその初代主筆を務めた元吉秀三郎に焦点を合わせて、鹿兒島県における自由民権運動の動向とその思想的特徴の一端を明らかにしてきた。最後に、『鹿兒島新聞』と元吉の幅広い言論活動が中央および県内の民権運動の中でいかなる歴史的特質を有するかを概括することによって、結びとしたい。

まず第一に、『鹿兒島新聞』と元吉の言論活動を、中央の民権運動との関連から眺めてみると、まず社長の市来政明はじめ元吉も矢野可宗も、福沢諭吉および慶応義塾との関係が深く、創刊号に祝詞を寄せた藤田茂吉も犬養毅も慶応出身者であり、彼らはまた肥塚龍らとともに立憲改進黨の有力メンバーであったが、だからといって『鹿兒島新聞』が改進黨系というわけではない。どちらかといえば、『鹿兒島新聞』は自由党系の政党として発足した九州改進黨の地方部であ

る「九州改進黨鹿兒島部」の機関紙のような役割を担い、また元吉も『東洋自由新聞』時代の中江兆民の知遇を得、さらに自由党幹事まで務めた柏田盛文が新聞社の社説執筆や啓蒙活動に協力し共同歩調をとっていたことから判断すると、自由党系の地方民権派新聞とみなすことができる。このように考えると、大阪で創立された自由党系列の立憲政党的派員として県内各地で遊説活動していた新井毫の行動も理解できるように思われる。

第二に、『鹿兒島新聞』は、最初から主義主張のはっきりした政論新聞の性格が強い。すなわち創刊号の社説表題に掲げられた「自由主義」の旗印のもとに、藩閥政府や官権党たる立憲帝政党に対抗する意思は明確であった。⁽⁴¹⁾従って、当初は県庁も広報行政を円滑に進めるために支援体制をとっていたが、新聞紙面での政府批判が激しくなるにつれて弾圧を強めるようになった。一八八二（明治一五）年公布の改正集会条例に対して、元吉らが「生きて奴隷の民たらんより、寧ろ死して自由の鬼となれ」と訴え、反対論を展開するや、新聞社は初めて発行停止処分を受け、元吉も軽禁固に処せられた。⁽⁴²⁾しかし、上記のような集会条例批判が元吉による言動だとすれば、彼の法律論は悪法も法なりとする以前の立場と比べるとかなりラディカルなものに転換したことになる。こうした反対論を掲載した新聞そのものが現存していないために真相は不明であるが、集会条例など自由抑圧の悪法に対する批判は、すでに矢野の署名社説「法律ト輿論ノ関係」（四四、四五号）の中に見出されることからみて、先の過激な訴えは矢野の主張と推定することができる。この論説の中で、法律と権利・自由との関連について、原則的には「法ナキ国ニハ自由ナシ」という格言に替同できるが、他面で政府自身が法律を濫用して権利・自由を抑圧しようとする策動することもまた真実であり、このアポリアに対して矢野が「法律ハ輿論ノ支柱ヲ得テ始メテ其効力ヲ生ス」（四五号）と心えている指摘は特筆に価するといえよう。ともあれ、これ以後新聞社は県庁からたびたび発行停止や禁固・罰金刑にさらされ、窮地に陥ったが、読者の熱い支援によって生き残ったのである。⁽⁴³⁾

第三に、『鹿児島新聞』の社説の思想内容を分析してみると、「自由主義」の立場を鮮明にし、民権の拡張に熱心で、しかもそれを抑圧する悪法と闘う姿勢も明確だが、市来が新聞発行の目的の一つにかかげていた自由や権利についての原理的な探求はほとんど取り上げられなかった。しかし、もう一つの目的であった近々の国会開設への準備および身近な県会での政治活動に関しては、県内での現実の動きに応じた見解が披瀝されており、さらにそれに対応した原理論としても山川省の「政党新論」や元吉の「地方分権論」などが積極的に取り組む意欲を示していた。

第四に、明治一〇年代後半にいたると、社長の市来は一八八六（明治一九）年暮れに突然、愛媛県書記官に転じ、鹿児島を去って行ったのはじめ、矢野はその前年（本人の証言によれば明治十七年？）の夏、病気のため辞職し、少し遅れて元吉もまた健康がすぐれず一八八八（明治二一）年に退社したといわれている。⁽⁴⁴⁾市来が官界に転職した理由についてはよくわからないが、「三州社」という民権結社のリーダー格であった河野主一郎に対する官界への誘いが絶えず噂の種になり、最後には官界に転身してしまったことを考えると、市来の場合もあちこちから働きかけがあったにちがいない。元吉に関してはいえば、実は退社直後に『郵便報知新聞』の「報知社」に一時籍を置いたのち、同年一〇月二日に愛媛県松山市で創刊された立憲改進黨系の新聞『豫讃新報』に初代主筆として招聘され、矢野もまた辞職後しばらくして神戸にある改進黨系の新聞『神戸又新日報』（明治一七年四月二七日創刊）に入社していたことが最近わかった。⁽⁴⁵⁾そうだとすると、元吉と矢野の病氣辞職というのはどこまで真実か疑わしい。ともあれ、元吉と矢野の退社は、市来の官界への転身も含めて、一方で県内での民権運動が県庁の激しい弾圧を受け、他方で保守派の「郷友会」が県庁と結んで勢力を拡張し始め、新聞発行が苦境に立たされた政治状況と無関係ではないと想像される。そして、元吉と矢野とともに改進黨系の新聞社への入社を選択した背景には、明治一〇年代後半に自由黨員を中心に各地で民衆蜂起が勃発したことに示される民権運動の過激化に対する反発があったのかもしれない。元吉の方は、退社後五年ほどで『鹿児島新聞』にもどり、一

九一〇（明治四三）年に客死するまで主に新聞社の経営に尽力し、明治期の鹿児島におけるジャーナリズムの世界に多大の貢献をなしたが、元吉の後半生については、明治二〇年代前半における愛媛県での活発な言論活動を含めて、鹿児島県における民権運動に照明を当てた本稿のテーマになじまないために、今後の課題としたい。

〔注〕

- (1) 鹿児島県における自由民権研究への取り組みが遅れていることについては、自由民権百年全国集会実行委員会編『自由民権運動研究文献目録』（三省堂、一九八四年）での関連論文の紹介が極めて少ないことから想像される。今のところ南日本新聞社編『鹿児島百年（中）』（南日本新聞社、一九六七年）に「第三章 自由民権」という短い章が見出されるにすぎない。
- (2) この憲法草案については、石井良助「明治八年の一私擬憲法案」『明治文化全集』月報一四（日本評論社、一九五七年）によって早くから知られていたが、これが「朝野新聞」への投書で、執筆者が竹下彌平であることを明らかにしたのは、新井勝敏「最初の民間憲法草案―明治八年鹿児島から提起」『自由民権百年』四号（一九八一年七月）である。最近県内でも関心が高まり、研究が進み始めている。「竹下彌平 知っていますか」『朝日新聞』二〇〇〇年八月一八日、参照。
- (3) 板垣退助監修『自由党史』（岩波文庫）を見る限り、愛国社再興のために九州地方にも遊説員が派遣されるが、鹿児島県だけは関係者が参加した形跡がなく、一八八一年（明治一四）年一〇月以降の自由党創設にあたって、初めて柏田盛文らの名前が見出される。
- (4)(5)(6) 色川大吉ほか監修・茂木保一ほか編『明治建白書集成』第五卷（筑摩書房、一九九六年）、七五四頁。史料の引用に際して、適宜句読点を付した。
- (7) 同右書第六卷、二五三頁。
- (8) 鹿児島県議会編『鹿児島県議会議史』第一卷（鹿児島県議会、一九七一年）、二六三頁以下参照。なお「民権結社」の定義と類

別化については、色川大吉「自由民権」(岩波新書、一九八二年)、二八頁以下参照。

- (9) 「公友会」の趣意書「公友会同ノ趣意」は「鹿児島新聞」一六号(明治一五年三月一四日)に公表されている。以下、「鹿新」一六号(一五・三・一四)と略す。

- (10) 「我が社滿三十年の回顧」【鹿新】(四五・二・二)。

- (11) 【福澤諭吉書簡集】第二卷(岩波書店、二〇〇一年)、一四一頁。市来政明と福沢諭吉との親交については、田中明子「サー・エドワード・リードの来日と慶応義塾訪問―市来七之助(野村政明)と福沢諭吉―」【福沢手帖】九九号(一九九八年二月)参照。また市来政明および野村忍助の略歴に関しては、新しく発見された「野村一族の覚書」や「野村忍介ニノスケ自叙伝」(ともに未見)などの新史料に基づいて、「南日本新聞の百二十年」(南日本新聞社、二〇〇一年)の中でかなり明らかにされている。

- (12) 市来七之助宛福沢書簡(明治一二年三月一〇日)、同右書一七六―一八頁。また、鎌田栄吉・市来七之助・藤野近昌に宛てた福沢書簡(明治一四年九月一九日)の中に「地方之人心如何、追々新聞紙演説も亦流行之世ノ中可相成、一兩年之御辛抱ニ御座候」(同右書第三卷、一三三頁)と記されているのをみると、市来らと福沢との間では、鹿児島での新聞発行の件はすでに約束されていたと推測される。

- (13) 前掲「南日本新聞の百二十年」、三二二頁。

- (14) 「南日本新聞百年志」(南日本新聞社、一九八二年)、一〇頁。

- (15) 同右書、一六頁。

- (16) 福沢諭吉の「西洋事情初編」(二八六六年刊)の中に、「自主任意、自由の字は、我儘放盪にて国法をも恐れずとの義に非らず。総て其国に居り人と交て気兼ね遠慮なく自力丈け存分のことをなすべしとの趣旨なり。英語にフリーダム又はリベルチと云ふ。未だ的当の訳字あらず」(「福沢諭吉選集」第一卷、岩波書店、一九八〇年、一〇四頁)という有名な一文が想起され

る。石田雄「西欧政治諸觀念の撰取とその特質―「自由」と「権利」を中心に―」『日本近代思想史における法と政治』（岩波書店、一九七六年）所収、参照。

(17) 明治一〇年代の政党論の概要については、山田央子「明治前半期における政党観の形成」『明治政党論史』（創文社、一九九九年）所収、参照。

(18) とりあえず新藤東洋男「自由民権運動と九州地方―九州改進黨の史的研究―」（古雅書店、一九八二年）参照。

(19) 拙論「自由民権期の地方自治思想」「自由民権期の政治思想」（法律文化社、一九九五年）所収、参照。

(20) 『鹿新』四七号（一五・四・二〇）の「自治社」。

(21) 『鹿新』四〇号（一五・四・一二）および三六号（一五・四・七）の「鹿児島演説会」。

(22) 鎌田栄吉については、『福澤論吉書簡集』第二卷（岩波書店、二〇〇一年）、三八七―八頁参照。また、同上書（三二二頁）によれば、知識五郎は当時鹿児島師範学校の教員であつたらしい。

(23) 『鹿新』五〇号（一五・四・二三）の「鹿児島演説会」。

(24) 『鹿新』二八号（一五・三・二九）の「大親睦会」。

(25) 岩崎子豚（信堯）『隅陽紀行』『鹿新』三五号（一五・四・六）、四二号（一五・四・一三）、四二号（一五・四・一四）。

(26) 『鹿新』二号（一五・二・一三）の「討論演説会」、および一号（一五・三・八）と三号（一五・三・一〇）の「青年研究社趣意書」。

(27) 『鹿新』六号（一五・二・二二）の「演説会」。

(28) 『鹿新』一八号（一五・三・一六）の「公道会」。

(29) 『鹿新』四二号（一五・四・一四）の「宮之城親睦会の景況」。

鹿児島県における自由民権思想（出原）

- (30) 『鹿新』四八号(二五・四・二二)の「政談演説会」。
- (31) 福沢研究センター編『慶応義塾入社帳』第二卷(慶応義塾、一九八六年)、三六一頁。住所は愛媛県伊豫国北宇和郡丸穂町員外一番と記載されている。
- (32) 日本経営史研究所編『中上川彦次郎伝記資料』(東洋経済新報社、一九六九年)、五頁および二四頁。愛媛県の中学校教育については、『愛媛県史(近代上)』(愛媛県、一九八六年)、三二九頁以下参照。
- (33) 元吉鶴城生(秀三郎)「久万山紀行(一)」『愛媛新報』(三二・四・二四)。
- (34) 矢野可宗「豫譜新報の発行を祝して元吉兄に贈る」『豫譜新報』(二二・一一・二二)。
- (35) 『福澤論吉書簡集』第一卷(岩波書店、二〇〇一年)、三八五頁以下参照。
- (36) 西澤直子「中津市学校に関する考察」『近代日本研究』第一六卷(一九九九年)参照。
- (37) 注(31)に同じ。
- (38) 元吉の「懐旧談(二)」(『鹿新』三五・二・一三)によれば、同じ慶応出身で、立憲改進黨の民権運動家としても著名な「矢野文雄氏の周旋」によって招聘されるにいたったと告白している。同時に、元吉は地方新聞社に赴任する心境を次のように吐露していた。「今で地方の新聞記者などと云へば、左して有りがたくもないが、其の頃東京の書生で、地方の新聞社に雇はれて行くなどと云ふ事は、なか／＼名譽としたものだった。ソコ之余等は当時下宿屋の隅に小さく成つて、二三新聞の寄書を担当して焼芋や煎豆などを咬つてゐる境遇だから、頻りに此の招聘に応じたかつたのである。勿論名譽とか何とかソコナ崇高な考ではなく、唯だ食のためと、半ば好奇心のためで(後略)」と。
- なお、矢野可宗の略歴については、前掲『慶応義塾入社帳』第二卷(二八九頁)によれば、文久二年五月一日(一八六二年六月二日)生まれで、住所は愛媛県伊豫国温泉郡玉川町十六番地と記載され、紹介者は矢野の入学した北予中学校の校長

をしていた草間時福であった。

(39) 春田国男「田舎新聞」の時代―明治期大分の新聞研究―『大分県地方史』一五三号、参照。

(40) 「中津市学校」の教科書として使用されていた洋書の一部は、中津市立小幡記念図書館に所蔵されており、同館作成の図書目録によれば、William Paley, The Principles of Moral and Political Philosophy, 1867が含まれているが、本文で引用した自由論に関する言及は見あたらなかった。

(41) 元吉は、「懐旧談（十九）」（『鹿新』三五・三・一四）の中で、「新聞紙の記事は、相変わらず自由民権論の鼓吹である、政府攻撃の一天張である」と回想している。

(42) 元吉もまた「生て奴隷の民たらんより寧ろ死して自由の鬼となれ」という表題の社説が発表されたと回顧しているが、その際「中は随分過激のものに相違なかるう」（前掲「懐旧談（十九）」）という人ごとのような感想を付記していることから推察すると、この過激な訴えは元吉の執筆とは考えにくい。しかし、「改正集会条例を論ず」という社説は自ら執筆したと告白しており、警察での取調べのとき「余は人民集会の権利の重んずべきことを論じて、コンナ究屈つづる条例を作るの不可なることを弁じた」（『懐旧談（廿）』『鹿新』三五・三・一六）とその執筆意図を語っていることを付記しておきたい。

(43) 元吉は「懐旧談（二十七）」（『鹿新』三五・三・二七）の中で、「当時人民の反抗と云ふものは恐ろしいもので、政府攻撃の論説などは、非常に読者から歓迎されたものである（独り当時のみでない最近の民党時分までも尚ほソウであった）からして本紙が発行停止の厳命に遭ふと、其の都度紙数が増加したのである」と回想している。

(44) 前掲「南日本新聞の百二十年」、三三〇頁。また、一八九二（明治二五）年には「病気で退社し郷里の愛媛で療養中だった元吉秀三郎の回復が伝わった。鹿新は複社を懇望、元吉もこれに応じ（後略）」（三二二頁）とあるが、こうした記述は元吉が愛媛県で活発な言論活動を展開していた事実が知られていないことに由来するといえる。

(45) 注(34)に同じ。

(46) 元吉が「懐旧談(三十)」「鹿新」三五・三三〇)の中で、「郷友会で最も目覚ましい働きは、三州社征伐であった。県属は愚か巡査に至るまで、凡そ三州社員と云ふ肩書のあるものは、ドシ／＼免職したのである。当時の先輩並びに郷友会が、ナゼソナナに三州社員を悪んだのかの理由は、少しも分らない」と不思議がっていた点について、少しコメントしておきたい。「三州社」は九州改進黨鹿兒島部に参加しなかったが、この鹿兒島部が主に県内各郷の外城土族を中心に組織されていたのに対して、「三州社」はどちらかというと城下土族によって構成されているという違いがあり、在京の保守派によって結成された「郷友会」は「三州社」のような、民権色に染まった城下土族層にとりわけ対決意識を濃厚にしたと想定される。つまり、民権結社間の対立図式の中には、鹿兒島県の土族社会の特色をなす外城土族と城下土族の対立、および後者における主導権争いが横たわっていたと言えるかもしれない。

*本論文は、平成一四年度に支給された志學館大学特別研究費による成果の一部である。記して謝意を表したい。